流政会視察　報告書

平成２９年２月１日
報告者　　笠原　久恵

日　程
平成２９年１月３０日（月）

参加者
森　亮二、坂巻　儀一、青野　直、石原　修治、大塚　洋一、近藤　美保、野田宏規、笠原　久恵

場　所
品川区議会
品川区町会及び自治会の活動活性化の推進の関する条例について
市民科について

墨田区議会
放課後の子ども達の居場所について

所　感
品川区議会
・品川区町会及び自治会の活動活性化の推進の関する条例について
　品川区は、２３区の中心的位置で再開発による人口増があり、高齢者、２０代、３０代の単身世帯が多いのが特徴である。町会・自治会は、地域住民が生活を営むなかで生まれた地域を代表する団体で、その歴史は古く、戦前から戦後へと幾多の困難を乗り越え、地域コミュニティの中心的な 役割を担っている。しかし、地域社会の発展に重要な役割を果たしているにも関わらず、町会・自治会の法的な位置付けなどは明確ではないため、品川区は 26 年度に地域コミュニティ研究の第一人者である名 和田是彦氏（法政大学法学部教授）を委員長とした「町会・自治会のあり方と区との協働に関する調査研究委員会」を立ち上げ、地域代表委員 として５人の町会長と検討を進めた。2 年間の調査研究では、町会・自治会は地域住民同士の親睦やつながりを深め、安全で住みやすい地域づくりのために日々地道な活動を続けていることを再認識している。今後も区のまちづくりの最大のパートナーである町会・自治会が地域 コミュニティの核として活動していくためには、町会・自治会がより力 を発揮しやすいしくみをつくるとともに、区の支援策の再構築が重要であると考え、23 区初となる「品川区町会およ

び自治会の活動活性化の推進に関する条例」を制定。条例の制定には、町会・自治会にアンケートや意見交換会での意見を含め審議。本条例では良好な地域コミュニティを維持・形成し、共助の精神に支えられた地域社会の実現をめざし、町会・自治会の位置付けや役割を明確化。区が取り組むべき支援、区民・事業者への協力事項を定めた。条例の理念となる全文に一番力を入れましたとの説明を行けました。条文の中で、品川区の責務は「～ねばならない。」と義務の表現。区民や事業者での協力は「～努めなければならない。」と努力義務の表現となっている。

区内に 203 の町会・自治会があり、各地域に連合会があり、区内全体の連合会もある。区施行７０周年を迎える今年、この連合会においては戦前からの８０周年を迎えるそうです。自治会加入率は約６割。平成２５年ごろから１３地区に分かれている各地域センターで自治会加入促進に転入手続きの際、「町会・自治会加入申込書」のはがきを配布。条例パンフレットも小中学校 PTA や不動産、建築業者、社会福祉協議会など３万部ほど配布するなど周知にも力を入れた。そのほか、町会・自治会活動の活性化のための補助を出している。コミュニティ用品の購入にも全体の半額で上限５万円、自治会加入の説明時に渡す自治会名入りのタオルにおいても半額補助を出している。こうした中で町会・自治会の中で高齢者対応や防災対策、その他イベントなどで活性化を図っている。

一方で、担い手不足、役員の負担感の増、新たな住民に町会・自治会の活動が知られていないことなど、様々な課題を明らかにした。流山市に取り込める部分を研究し、円滑な行政運営の要でもある自治会の活性化に活かしたいと思います。

・市民科について

品川区は、小学校３１校、中学校９校、その中で義務教育学校は、学年を１年生から６年生を「前期」、７年生から９年生を「後期」としている。小中一貫カリキュラム放課後に小学校の施設（校庭等）を活用し、学校、PTA、保護者、地域のボランティアの協力の下に安心・安全な児童の居場所を設け、遊びの場や学習、文化芸術活動、交流活動の実施を推進する事業です。

墨田区では、平成 19 年度に緑小学校、平成 20 年度に第三吾嬬小学校、平成 27 年度に立花吾嬬の森小学校で、「いきいきスクール」を開設しています。また、平成 23 年度からは「いきいきスクール」のほか、日曜日に行っていた従来の校庭開放を平日に拡大した「校庭開放型放課後子ども教室」を実施しています。

実施にあたっては、学校、PTA、地域のボランティア等で構成する「運営委員会」を各校で立ち上げ、準備の整った学校から開設していきます。いる。市民科は道徳、特別活動、総合的な学習の時間を統合。市民科を推し進めるためには学

校、保護者、地域の連携が不可欠である。家庭での生活の改善や言葉かけや働きかけ、「学校茶道」（３・４年生）「スチューデント・シティ」（５年生）やファイナンス・パーク」（８年生）など外部団体との連携などもしている。市民科は統一したステップ１から５の指導を行う。ステップ１は課題の抽出。ステップ２は正しい判断基準について。ステップ３は練習を重ね技能を身に着ける。ステップ４は、日頃の生活の中で実行してみる。ステップ５は振り返りをし、評価と進めていきます。

市民科を受けた児童生徒は受けていない生徒より地域社会などでボランティア活動に参加率が高くなっているとの成果があり、児童生徒へのアンケートでも８５％が市民科の授業は大切だと答えた。

流山市で近年増加している児童生徒の「人生観の構築」についての教育は、流山市の将来にもとても重要であると改めて認識し、研究してまいります。

墨田区議会

・放課後の子ども達の居場所について

墨田区は放課後の子どもたちの居場所について、「放課後子ども教室推進事業」を行っている。

放課後に小学校の施設（校庭等）を活用し、学校、PTA、保護者、地域のボランティアの協力の下に安心・安全な児童の居場所を設け、遊びの場や学習、文化芸術活動、交流活動の実施を推進する事業です。

墨田区では、平成 19 年度に緑小学校、平成 20 年度に第三吾嬬小学校、平成 27 年度に立花吾嬬の森小学校で、「いきいきスクール」を開設しています。また、平成 23 年度からは「いきいきスクール」のほか、日曜日に行っていた従来の校庭開放を平日に拡大した「校庭開放型放課後子ども教室」を実施しています。校庭でのボール遊びは柔らかいボールのみのため使用可となっている。

実施にあたっては、学校、PTA、地域のボランティア等で構成する「運営委員会」を各校で立ち上げ、準備の整った学校から開設します。

区内小学校２５校のうち１８校がこどもスクールを開設し、そのほか７校は校庭の利用があってできないか、または地域で中心となる人材がいないという結論になっている。平成２８年１０月現在で「いきいきスクール型」３校、「校庭開放型」15 校。

そのほか、学童クラブが３８施設設置済み。そのうち２０施設で早朝・夜間延長、土曜育成を行っている。学童クラブ利用の児童は放課後子ども教室を利用してから学童クラブの利用もあります。その時、学童クラブに行く時間をあらかじめ連絡しておきます。学童クラブの待機児童は、平成 26 年 129 人、平成 27 年 115 人、平成 28 年 139 人と増加傾向である。学童クラブの待機児童であり、ラ

ンドセル来館で児童館を利用する児童は放課後自宅へ帰らず学校から直接児童館へ来館する。その中で立川児童館は 1 年生から 3 年生を対象に「らんどせるおやつ」を低学年児童の「補食」としておやつを保護者のニーズを考慮し、対象を明確にして出している。月ぎめ利用料 1500 円など実費程度である。お弁当を児童が持参すれば、食べることもできる。

児童館は建て替えの時期が迫っており、この機会にどのような形にするか検討中である。

流山市の現在の大きな課題である放課後の子どもの居場所づくりについて今回の視察内容も含め研究し、安全で安心な子育てを担保できるよう取り組んで参ります。

以上